

令和3年10月

白井市空家等対策計画の 見直し計画の策定方針について

1 見直しの目的

この計画は、市の空家等の現状や課題を踏まえて具体的な対策やその実施体制等を定め、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために、平成30年2月に策定され、令和4年度に5年の計画期間を終えます。

このことから、本計画の見直しは、市の現状を基に時点修正すること、協議会等で意見を伺うことにより、今後の空家対策をより一層推進することを目的とします。

2 計画の位置づけ

この計画は、空法第6条第1項に基づくもので、上位計画である白井市総合計画や白井市都市マスタープランと整合を図るものとしています。

3 計画期間

見直し計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、空き家に関する状況の変化等により、必要に応じて計画の見直しを実施します。

4 基本目標等

住宅・土地統計調査による白井市における空き家率は、全国や千葉県よりも低い値となっています。今後の空き家率の上昇を抑制するため、空家等の発生を予防することに重点を置く対策を講じることとします。また、発生した空家等に対しては、適正な管理がなされるような対策を進めることとします。

なお、これらの目標に対し目標数値等は設けないこととします。

5 策定の方針

現行の計画の策定時と、現状の空き家数はやや増加の傾向が見られますが、著しい変化は見られないことから、見直し計画（案）では現行の計画の基本方針を踏襲する方針とし、必要に応じて本協議会等での御意見やこれまでの各対応の効果や経験を踏まえるものとします。

現行の計画の基本方針（参考）

- （1）空家等に関する対策（発生予防・適正管理の推進）
- （2）適正な管理がなされていない空家等への対応
- （3）空家等に関する対策の実施体制

6 主な修正箇所

赤色の囲い	現状へ時点修正を予定しています。
緑色の囲い	協議会での御意見や、これまでの各対応の効果の検証結果を踏まえて見直します。
青色の囲い	削除を予定しています。

7 今後のスケジュール（案）

別紙のとおり